

第IV章 推進の柱と基本方針及び目標

推進の柱 1

幼児教育の質の向上



1 幼児教育の質の向上

乳幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。その役割を十分に果たしていくために、幼稚園・認定こども園・保育所等を支援しながら、更なる幼児教育の質の向上を図り、「遊びきる子ども」の育成をめざします。

基本方針（1）幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開

目標① 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の内容の理解推進

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の趣旨や内容の理解を図り、子ども一人一人の発達の特性に応じた教育・保育の推進をめざします。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 市町村における幼児教育振興において、教育委員会と保育主管課が積極的な役割を果たせるよう、市町村との連携を密にした支援
- 鳥取県幼児教育センターを中心とした関係各課との協力体制の構築・情報共有
- 研修会の開催
 - ・幼稚園教育課程等研究協議会 等
- 幼稚園教育理解推進事業（中央協議会）へ幼稚園教諭等を派遣
- 担当指導主事・幼児教育支援員・幼児教育アドバイザー・保育専門員による園内研修の支援

【市町村・設置者】

- 市町村の特色を生かした幼児教育振興に関する計画の策定を進めましょう。
- 教育委員会と保育主管課等の連携を密にし、市町の現状に即した取組を支援しましょう。
- 研修会を開催しましょう。
- 保育者が園内外の研修に参加できる体制づくりを進めましょう。
- 保護者や地域の人に、園で行っている教育・保育の内容について発信しましょう。

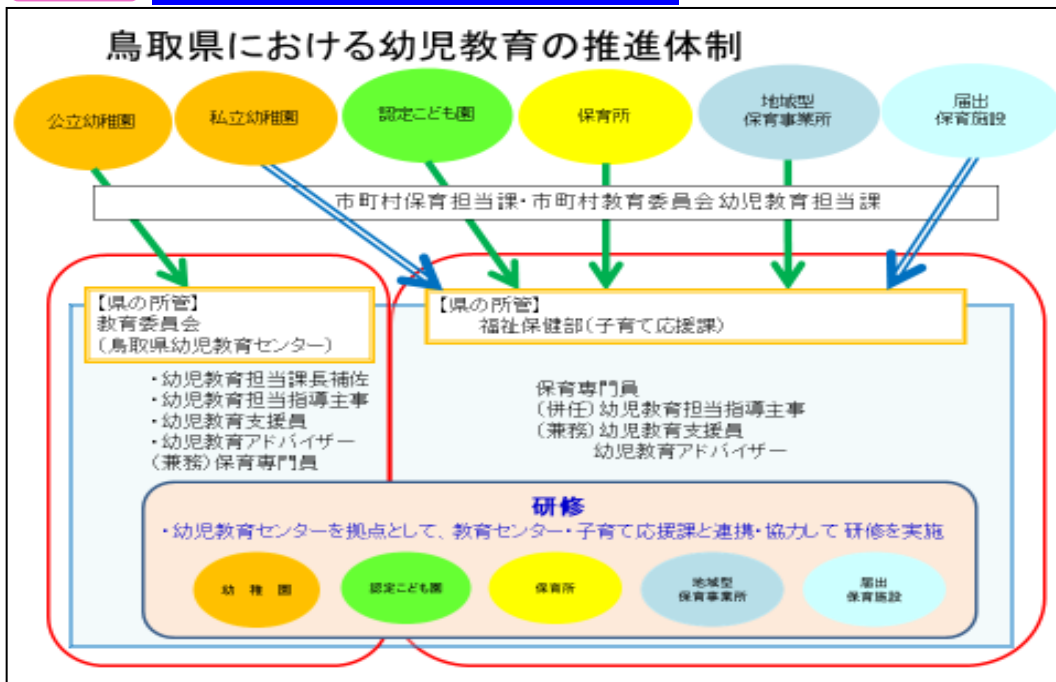
【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 育みたい資質・能力を明確にした全体的な計画や指導計画等を全職員で作成・編成し、幼児教育の質の向上を図りましょう。
- 教職員間の共通理解と協力体制を築き、教育・保育の充実を図りましょう。
- 幼児理解に基づいた評価を実施し、子ども一人一人のよさや可能性を把握し、指導の改善に生かすようにしましょう。
- 園の教育・保育目標や乳幼児期の育ちや学びについての情報発信を充実させましょう。
 - ・園だより ・ホームページ ・保育公開 ・掲示板の活用 等

【小学校等】

- 地域にある園との連携を通して、園で行っている教育・保育について理解しましょう。

施策 鳥取県における幼児教育の推進体制



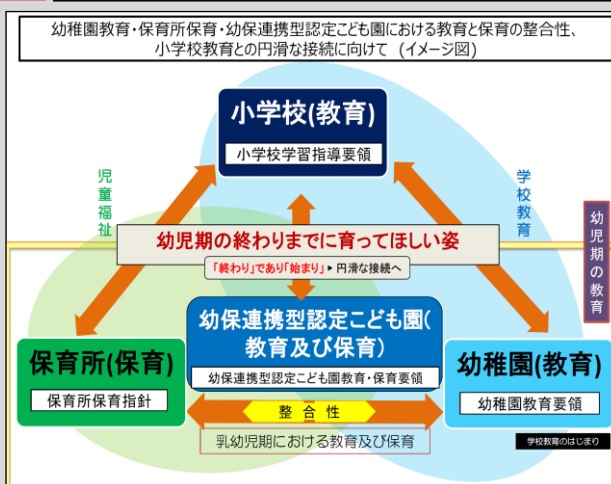
施策 「鳥取県幼児教育センター」による支援

「鳥取県幼児教育センター」が、平成29年度に設立され、幼児教育担当指導主事と幼児教育支援員・幼児教育アドバイザー・保育専門員が配置されています。各種研修会の企画・運営や園訪問等を通して、園の現状と課題の把握、園内研修支援、小学校等との連携・接続推進、情報提供など、各園、地域、市町村の実態に応じた支援を行っています。

小中学校課 東部教育局 中部教育局 西部教育局

詳細は「第V章」参照

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針改訂（定）内容



幼稚園教育において育みたい資質・能力

- 各学校段階及び全ての教科等について共通する、育成を目指す資質・能力を明確化
- 資質・能力の三つの柱として整理
 - ① 生きて働く「知識・技能」の習得
 - ② 未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成
 - ③ 学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養
- 幼児教育段階では、三つの柱を下图のように整理。この資質・能力は幼稚園教育要領の5領域の枠組において育むことができるため、5領域は引き続き維持
 なお、幼児教育の特性から、これらは個別に取り出して身に付けさせるものではなく、遊びを通しての総合的な指導を行う中で、一体的に育んでいくことが重要

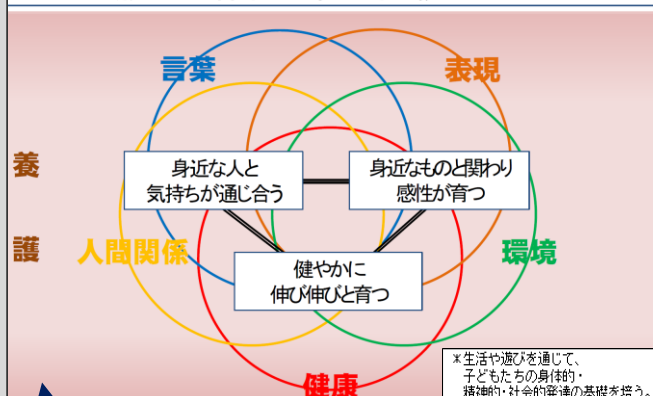
平成30年度全面実施となり、幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所における教育内容等の更なる整合性が図られ、「幼児期において育みたい資質・能力」の明確化、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、全体的な計画や指導計画等を作成・編成するなど、教育・保育の質をより高めていくこと等が明記されています。

H30「幼稚園教育課程等研究協議会」における文部科学省教科調査官資料

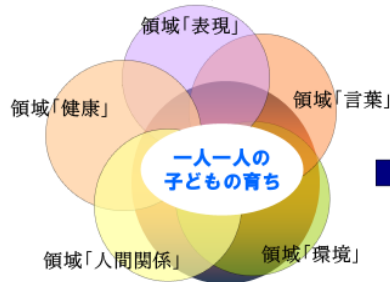


幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針改訂（定）内容

0歳児の保育内容の記載のイメージ



子どもの育ちと5領域（イメージ図）



「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

<ねらい> 幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること
 <内容> 幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるもの

第2章 「ねらい及び内容並びに配慮事項」の改訂の要点-2

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項の改善・充実

- 乳児期及び満1歳以上満3歳未満の園児の各時期の発達の特徴を示し、それぞれの保育のねらい及び内容を乳幼児の発達の側面から視点と領域としてまとめ、新たに記載。
- 満3歳以上の園児の教育及び保育に関し、近年の子どもの育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、教育及び保育の内容等を改善・充実。
- 乳幼児期、満1歳以上満3歳未満の各時期及びその他教育及び保育の全般における配慮すべき事項について、それぞれ明確化。

乳児期に係る3つの視点

健やかに伸び伸びと育つ

身近な人と気持ちが通じ合う

身近なものに関わり感性が育つ

満1歳以上満3歳未満に係る5つの領域

健康

人間関係

環境

言葉

表現

満3歳以上に係る5つの領域

健康

人間関係

環境

言葉

表現

- ◇視点・領域：発達の特徴を踏まえ、教育及び保育のねらい及び内容を乳幼児の発達の側面からまとめたもの
- ◇ねらい：教育及び保育において育みたい資質・能力を園児の生活する姿から捉えたもの
- ◇内容：ねらいを達成するために指導する事項
- ◇内容の取扱い：発達の特徴を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項

43

H29「中央説明会」資料

「幼児期の教育における見方・考え方」

幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児とともによりよい教育環境を創造するように努めるものとする。

「幼稚園教育要領解説」

写真等



幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針改訂（定）内容

「主体的・対話的で深い学び」を実現するために、保育者が念頭におくこと

- ①一人一人の幼児の体験を理解しようと努めること
- ②幼児の体験を教師が共有するように努め、共感すること
- ③ある体験からどのような興味や関心が幼児の心に生じてきたかを理解すること
- ④ある体験から幼児が何を学んだのかを理解すること
- ⑤入園から終了までの幼稚園生活の中で、ある時期の体験が後の時期のどのような体験とつながり得るのかを考えること

「幼稚園教育要領解説」

POINT

遊びや生活の中で様々な環境と関わり、豊かな体験を通して「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力が育まれていきます。その際、心動かされる体験を準備し、集団生活の中で、子どもたち同士のかかわりが深まるように配慮していくことが大切です。そのことにより、子どもの体験がつながりをもち、学びがより豊かになっていきます。

「幼稚園教育要領解説」



幼児理解に基づいた評価

- 指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること
- 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度または小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること

「幼稚園教育要領解説」



日々の記録やエピソード、写真などの子どもの評価の参考となる情報を生かしながら評価を行ったり、複数の教職員で、一人一人のよさを捉えたりして、より多面的に子どもを捉える工夫が必要です。

POINT

基本方針（１）幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開

目標② 教育・保育内容の充実

乳幼児期にふさわしい生活や遊びを通して、「遊びきる子ども」を育てるために、教育・保育内容の充実を図ります。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 全体的な計画、指導計画等の作成・編成、活用等、カリキュラム・マネジメントの確立のための支援
- 担当指導主事・幼児教育支援員・幼児教育アドバイザー・保育専門員による園内研修の支援
- 県幼児教育センターと県子育て応援課との連携による研修内容の充実
- 幼稚園・認定こども園・保育所等の相互理解の推進
 - ・幼保一体化における幼児教育・保育相互理解研修の実施
- 人権尊重の視点からの取組の推進
- 運動遊びの機会の提供、情報発信
- 鳥取の豊かな自然環境を生かした幼児教育の推進

【市町村・設置者】

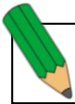
- 計画的に市町村や園の実態・課題に応じた研修会を開催しましょう。
- 計画的・継続的な園訪問による支援・助言を行いましょ。

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 遊びを通して総合的な発達が実現していくよう全体的な計画、指導計画等に基づいた幼児教育の実践をしましょう。
- 自園の教育目標及び実態に基づき、全体的な計画、指導計画等を組織的・計画的に全職員で作成、編成し、カリキュラム・マネジメントを確立させましょう。（p18から移動）
- 全体的な計画、指導計画等を絶えず見直し、改善し、教育・保育の質の向上に努めましょう。
- 園内の研修体制づくりをしましょう。
- 公開保育や事例検討会等の園内研修を積極的に実施しましょう。
- めざす子どもの姿を地域の小学校等と共有し、子どもの育ちを見通した教育・保育を行いましょ。
- 人権尊重の理念について十分理解し、子どもが自らの大切さを認められていることを実感できる環境づくりに努めましょう。

【小学校等】

- 地域にある園の保育参観・保育体験等の機会等を通じて、遊びを中心とした乳幼児の育ちと学びについて理解をし、教育に生かしましょう。

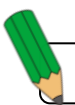
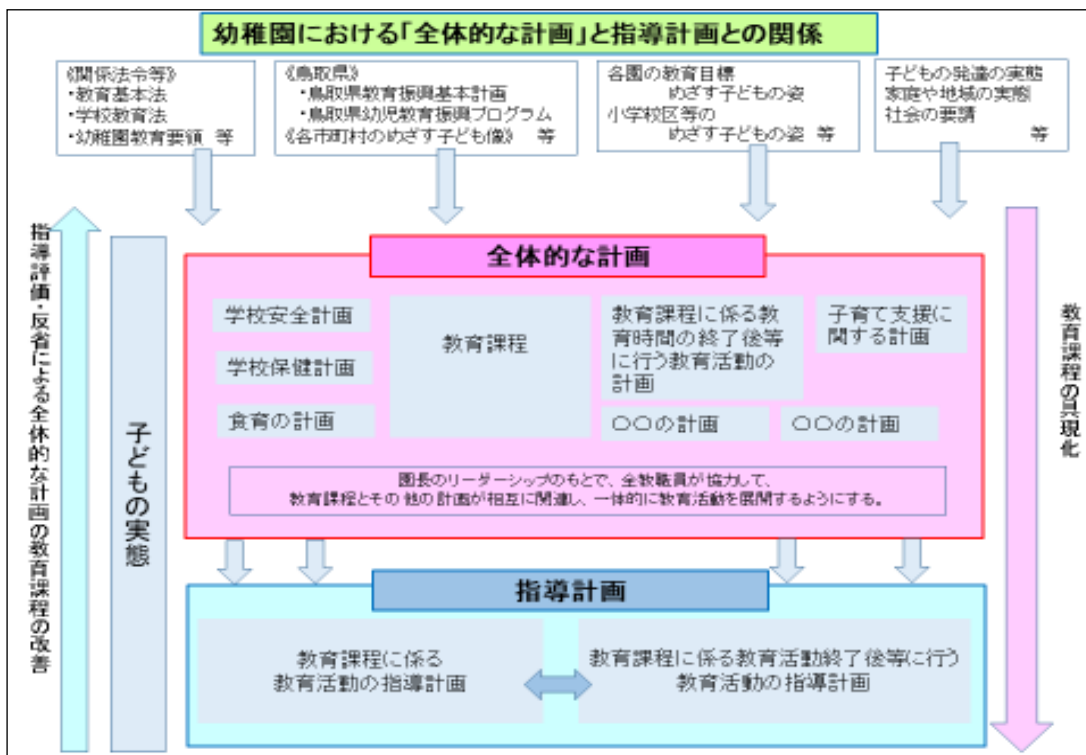


全体的な計画の作成及びカリキュラム・マネジメントの実施・確立

幼稚園教育要領解説（H29 改訂）に示された内容

幼稚園の教育活動の質向上のために、教育課程を中心にして**全体的な計画**を作成することを通して、各計画の位置付けや範囲、各計画間の有機的なつながりを明確化することができ、一体的な幼稚園運営につながります。

また、全体的な計画にも留意しながら「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて教育課程を編成すること、教育課程の実施に必要な人的または物的な体制を確保して改善を図っていくことなどを通して、各幼稚園の教育課程に基づき、全教職員の協力体制の下、**組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメント**を実施することが求められています。



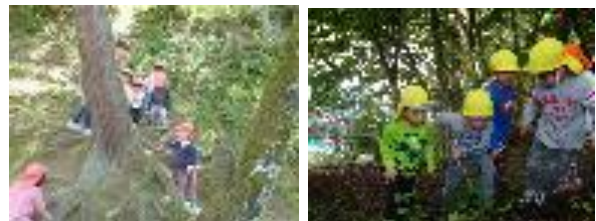
人権尊重の視点の取組

幼児期における人権教育実践上のポイント

- 幼児が自らの大切さを認められていることを実感できる環境づくりに努める。
- 自分を大切にできる感情とともに、他の人のことも思いやれるような社会的共感能力の基礎を育むという視点を大切にする。
- 保育者自らの人権意識を絶えず見つめ直すなど、確かな人権感覚が身に付けられるよう、常に自己研鑽を積む必要がある。

「新規採用幼稚園・幼保連携型認定こども園教員研修ハンドブック」より

鳥取の自然を生かした幼児教育の展開



平成29年度より、鳥取県の豊かな自然を
活用し、自然体験活動を行う園を認証する「とっとり
自然保育認証制度」を創設しています。

施策

「遊びきる子ども」を育むために

学びの基礎づくり



乳幼児期は、身近な自然などの環境との触れ合いの中で、様々な事象に興味や関心をもつようになります。その中で、友達と一緒に試したり、工夫したりすることの楽しさや喜びを感じます。このような体験を繰り返すことで、子どもは周囲の環境に好奇心や探究心をもってかかわり、考えることの楽しさや面白さに気づき、自ら考えようとする気持ちが育っていきます。そして、自ら周囲に働き掛けることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら諦めずにやり遂げることの達成感、充実感をもち、新たな遊び・課題にも挑戦しようとする意欲が育ちます。

また、様々な経験を通して、心を揺さぶられて感動すると、感じたままを表そうとします。その表れを保育者が受け止め、認めることが大切です。認められた安心感や自己肯定感をもつことで、表現することの楽しさや喜びを感じ、表現することへの意欲が高まります。経験したことや考えたことを自分なりの言葉で表現したり、相手の話す言葉を注意して聞いたりするなど、言葉による伝え合いを楽しめるよう、言語環境を整え、言語活動の充実を図るよう努める必要があります。

具体的な取組

◆心が揺さぶられる体験の充実

- ・自然と触れ合う中で、好奇心・探究心を育成
- ・「なんだろう」「なぜかな」という問いが生まれる体験の保障
- ・子ども同士のかかわりの中で、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わえる環境づくり
- ・社会とのつながりや国際理解の意識の芽生えなどを養う活動の充実

◆表現する過程を楽しめる工夫

- ・遊具や用具など、様々な素材や表現の仕方に親しめるような環境構成の工夫
- ・表現を楽しむ気持ちや表現しようとする意欲の育成
- ・友達とのかかわりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わう活動の蓄積
- ・失敗してもあきらめずに挑戦しようとする意欲の育成

◆言葉による伝え合い、言葉に対する感覚を豊かにする活動の工夫

- ・自分の感じたことや考えたことを言葉で伝えようとする意欲の育成
- ・人の話を注意して聞こうとする態度の育成

◆絵本や物語、童謡などに親しむ活動の充実

- ・地域に伝わる民話・伝統的な遊び、わらべうた・童謡唱歌などを取り入れた活動の工夫
- ・絵本や紙芝居の読み聞かせの充実



豊かな人間性の醸成



園生活においては、乳幼児と保育者との信頼関係を築くことが何より大切です。子どもたちは、その信頼関係を基盤にしながら、様々なことを自分の力で行うことの充実感や満足感を味わいます。また、保育者、同じクラスや異年齢の友達、地域の方等と触れ合うことを通して、人とかかわることの楽しさを味わったり、きまりを守ることの気持ちよさや大切さに気付いたりしていきます。

そして、集団での生活や遊びの中で、保育者や友達から認められたり、褒められたり、励まされたりするなどの経験を積み重ねることにより、自分自身が大切な存在であると気付くとともに、他者を理解、尊重し、協働して遊びを進めることができるようになります。子どもたちが、自他の価値を尊重し、夢や目標、主体的な学びへの意欲をもって生きていくことができるよう、「自己肯定感」を醸成することが大切です。

※「自己肯定感」とは ・「自分の存在全てを受け入れ、自分を大切な存在である」と捉えることから生じる感情
・「目標をもって、自らを高めようとする姿勢」から生じる感情であるとともに、「他者を理解・尊重することにより、自分も大切な存在である」と捉えることから生じる感情

具体的な取組

◆様々な人とのかかわりを深める活動の工夫

- ・ 地域の人々との交流
- ・ 異年齢の乳幼児、小・中・高校生、高齢者、外国籍の人との交流
- ・ 地域の特別支援学校、障がいのある幼児児童生徒、障がいのある方との交流及び共同学習の機会の提供
- ・ 協同する経験を積み重ねることの工夫

鳥取聾学校幼稚部とかんろ保育園の交流



◆愛情や信頼関係、自己肯定感を育む援助

- ・ 失敗しても認めてもらえる安心感のある受容的にかかわり

◆道徳性の芽生えを培う活動の充実

- ・ 発達段階に応じた集団遊びなどによる人とのかかわり合いを経験する活動の工夫
- ・ 葛藤やつまずきを体験し、乗り越えることにより、人に対する信頼感や思いやりの気持ちを育む活動に配慮
- ・ 遊びを通じた善悪の判断や友達への思いやりの心の育成

◆規範意識の芽生えを培う活動の充実

- ・ 体験を重ねながらきまりの必要性に気づき、自分の気持ちを調整する力の育成

◆生命を大切にすることを育む活動の工夫

- ・ 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付いたり、いたわったりする体験の繰り返し

◆自分とは異なる感情や表現の仕方があることに気付く体験の積み重ね

- ・ 自分の思いを言葉にすることの楽しさ、保育者や友達が話を聞いてくれることの喜びの体得
- ・ 相手が伝えようとしていることを注意して聞き、思いや考えを共有することを楽しむ活動の蓄積

健康な体づくり

乳幼児期においては、自分の体を十分に動かし、体を動かす気持ちよさを感じることを通して、体を動かそうとする意欲を育てることが大切です。また、自分の体を大切にしたり、身の回りを清潔にしたりするなど、生活に必要な習慣や態度を身に付けていくことも重要です。

具体的な取組

◆基本的な生活習慣の定着

- ・乳幼児の発達の課題と個に応じた目標の設定
- ・乳幼児の生活リズム、基本的な生活習慣の定着のための取組
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」、あいさつ等、家庭や地域の学校等と連携した取組

◆戸外で体を動かす活動の充実

- ・十分に体を動かす気持ちよさの体験（1日合計60分を目安に）
- ・地域の自然環境を生かした外遊びの充実
- ・戸外での遊びの意欲を高める工夫や施設・環境の充実

◆食に関する活動の充実

- ・和やかな雰囲気、食べる楽しさ・喜び、様々な食べ物への興味・関心を高める活動
- ・家庭での食生活やアレルギーへの配慮、食べ物の大切さや感謝の気持ちを育むことへの配慮
- ・地域の食文化に触れる体験活動の工夫



基本方針（１）幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開

目標③ 自己評価を中心とした学校（園）評価の活用推進

幼児教育の質の向上のために、実践を常に振り返り、教育・保育の充実・改善につながる評価の活用を推進します。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 自己評価を中心とした学校（園）評価の活用・促進
 - ・評価のガイドラインの周知
（「幼稚園における学校評価ガイドライン」・「保育所における自己評価ガイドライン」）
 - ・研修会の開催
 - ・県が行う計画訪問の際の状況把握、支援・助言
 - ・担当指導主事、幼児教育アドバイザー、幼児教育支援員、保育専門員の園訪問による支援・助言

【市町村・設置者】

- 各園における自己評価・学校（園）評価実施の周知・徹底のための説明を行いましょう。
- 学校関係者評価、第三者評価を促進しましょう。
- 自己評価・学校（園）評価実施のための体制づくりと公表・公開を推進しましょう。
 - ・報告内容等に対する支援・助言及び園訪問による支援・助言

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- PDCAサイクルに基づいて積極的に自己評価・学校（園）評価を実施しましょう。
- 評価の結果について全教職員で共通理解を図り、園の幼児教育の充実を図りましょう。
- 評価の結果を保護者や地域に公表・公開し、教育・保育の改善につなげましょう。
- 評価の結果に基づき、全体的な計画及び指導計画等の見直し、改善を行いましょう。

自己評価を教育・保育の改善、質の向上につなぐために



学校（園）評価の目的

- ◆園運営の組織的・継続的な改善
- ◆園・家庭・地域の連携協力による園づくり
- ◆一定水準の教育・保育の質の保障と向上

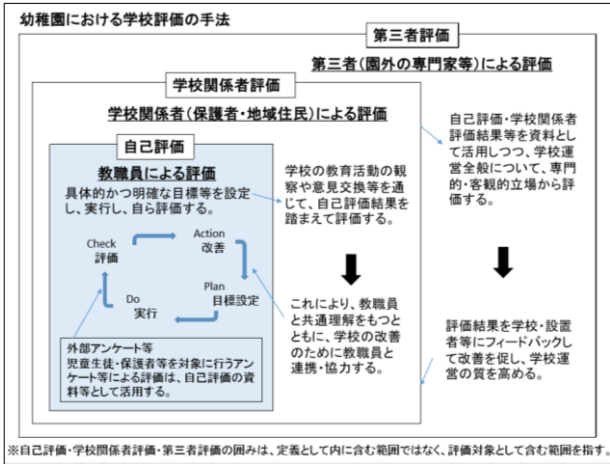


幼稚園、認定こども園、保育所における評価の比較

		＜学校評価＞		＜園評価＞	
		幼稚園	幼保連携型認定こども園	保育所	
自己評価	根拠	学校教育法 学校教育法施行規則	幼稚園と同様 義務	社会福祉法 保育所保育指針 努力義務 保育士等・保育所 保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、保育の内容等について評価・保育士の自己評価・保育所の自己評価	
	位置付け	義務			
	評価者	教職員			
	評価の観点	設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さについて評価			
結果の扱い	公表義務 設置者に報告義務			公表	
学校関係者評価	根拠	学校教育法	幼稚園と同様 努力義務	社会福祉法 保育所における自己評価ガイドライン 努力義務 認証を受けた第三者評価機関	
	位置付け	努力義務			
	評価者	保護者、地域住民などにより構成された委員会等			
	評価の観点	自己評価結果についての評価を基本とする			
結果の扱い	公表(努力義務) 設置者に報告				
第三者評価	根拠	幼稚園における学校評価ガイドライン	保育所と同様 努力義務	社会福祉法 保育所における自己評価ガイドライン 努力義務 認証を受けた第三者評価機関 ガイドラインを踏まえて都道府県推進組織が定めた評価基準に沿って評価	
	位置付け	法令上の実施義務や努力義務は課さない			
	評価者	学校運営に関する外部の専門家			
	評価の観点	各園の目標の設定・達成に向けた取組状況など学校運営の在り方について、自己評価や学校関係者評価に加えて、学校全体を充実する観点から評価。結果を踏まえて、学校の優れた取組や今後の学校運営の改善につなげるための課題や改善の方向性を提示することを基本とする。			
結果の扱い	報告書を対象園に提出。 (評価結果について説明や意見交換を行う等報告の方法について工夫することが望ましい。)			公表 都道府県推進組織へ報告	



PDCA サイクルに基づいた学校（園）評価



左図は、自己評価を中心とした学校評価の手法で、目標設定 (P) - 実行 (D) - 評価 (C) - 改善 (A) からなる循環的なシステムのモデルを示したものです。各園が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や園運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施します。

「平成 26 年度幼稚園指導主事・担当国会議」資料をもとに作成

POINT 実効性の高い学校評価とは

保育所においては、自己評価等を通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応することが求められています。そのため、課題を保育所全体で共有し、職員がそれぞれの専門性を生かし、協働して対応していくことが大切です。

学校、学校関係者及び設置者のそれぞれにとって、教育活動その他の学校運営の改善や教育水準の向上、子どもの成長につながっているという有用感のある取組とするために、学校教育に関する方針を踏まえた具体的な目標を立て、全教職員の参加と協働による組織的な取組を学校関係者との連携、協働のもとに行っていくことが必要です。

参考
 「幼稚園における学校評価ガイドライン」【平成 23 年改訂】(平成 23 年 11 月 15 日 文部科学省)
 「地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進について(報告) (平成 24 年 3 月 12 日 学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議 学校評価の在り方に関する WG)
 「保育所における自己評価ガイドライン」(平成 21 年 3 月 厚生労働省)

基本方針（２）幼児教育における環境の充実

目標① 幼児教育における環境の改善・整備

幼稚園・認定こども園・保育所等が、子どもの発達を促すための充実した場となるよう、幼児教育における環境の改善・整備に努めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・鳥取県教育委員会】

- 「幼稚園設置基準」「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づいた適切な教職員配置、施設整備の推進について、設置者への指導助言
- 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を上回る職員配置への支援による正規雇用の促進
- 幼児教育の質の向上や無償化等に係る国への要請（財政基盤の強化）
- 幼児教育に関する専門的なアドバイザー等の配置の推進
- 鳥取県保育士・保育所支援センターにおける就職支援、保育人材の確保
- 施設の安全対策、耐震化に対する啓発
- 幼稚園・認定こども園・保育所等における自然環境を生かした保育の推進

【市町村・設置者】

- 幼児教育の質の向上に向けて人的資源の確保・充実に努めましょう。
 - ・幼児教育担当の指導主事、保育リーダー等の配置
 - ・園の実情に応じた正職員及び加配保育士等の確保・配置
- 「幼稚園設置基準」「幼稚園施設整備指針」「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に基づいて、施設・設備、園具・教具等の状況の点検・整備に努めましょう。
 - ・子どもの主体的な活動が確保される施設の整備
- 安心・安全な園づくりに努めましょう。
 - ・耐震診断や耐震補強の実施
 - ・防犯、災害等の安全対策の実施

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 講師・非常勤職員と正職員の役割を適切に分担し、働きやすい環境づくりに努めましょう。
- 様々な勤務形態による教職員の勤務状況に応じ、全職員の連携・協力体制を整えましょう。
- 組織マネジメントを通して、職員の力が最大限に発揮できる人的配置を心がけましょう。
- 子どもの主体的な活動が確保されるよう園内外の環境を工夫しましょう。
- 安心・安全な園づくりをめざし、日常的な安全点検に心がけるとともに、防犯・災害等に対する訓練を計画的に進めましょう。
- 遊びを通して、安全についての構えを身に付けさせ、災害時などの緊急時に適切な行動がとれることを意識した保育を行いましょ。
- 園内外の自然環境を活用した体験活動を積極的に取り入れましょう。
 - ・園外活動等に際する事前の下見や安全点検の実施

**鳥取県保育士・保育所支援センターが
あなたをサポートします**

「保育士として再就職したいがブランクがある…」
「子育てと両立できるか不安…」などの理由で悩んでいる方、
保育の仕事に興味がある方の相談に専任職員が応じます。

知って 保育士等就職支援セミナー
最新の保育動向の解説や保育の仕事の楽しさ、やりがいについて現職保育士からお話が聞けます。

見て 職場体験・見学同行
就職前に、職場体験や見学をして園の雰囲気や、保育の現場の様子が分ると安心！
見学同行や、園との日程調整などきめ細かい就職支援を行います。

感じて 就職フェアの開催
開催エリアの事業所が多く参加し、採用担当者から直接園の様子などを聞くことができます。
ブランクのある保育士さんから学生さんまで、誰でも参加OK！
就職に役立つ情報満載です。

施策 鳥取県保育士・保育所支援センターの取組

- 新たな保育人材の確保
 - ・保育士支援コーディネーターによる就職相談支援（就職相談・職場体験・見学同行）
 - ・再就職支援セミナー、養成校ガイダンスの開催
 - ・求人情報や研修情報の案内
- 現職の離職防止
 - ・現職保育士向けの相談窓口の設置
 - ・職場の定着向上に向けた取組の促進（エルダー制度の普及）
 - ・各施設訪問、業務改善提案

**現職の方も
保育従事者
相談窓口**

子どもの可愛さに癒されつつも、日々の忙しさに疲れている、人間関係がしんどい等、一人で悩まず・抱え込まず話して楽になりましょう。
不安や悩みを相談してください。安心して働き続けていくことができるよう応援します。

**就職にかかる費用もサポート！
就職準備金・保育料
貸付制度**

- 保育士として、新たに保育所等で週20時間以上勤務する際に利用できます。
- 県内の保育所等に就職される際に必要な費用（1人1回40万円以内）や保育料等の一部貸付等もご利用ください。
- すべての貸付において当該保育所等に2年間、勤務すると返還免除となります。

安心・安全な園づくり

園生活が子どもたちにとって安全であるように、施設設備の整備及び安全点検に努め、安全に落ち着いて遊ぶことのできるように環境を工夫していきましょう。また、あらゆる災害・事故等を想定した訓練等を実施しましょう。

<施設整備の工夫例>

- 柵やロッカーなどの転倒防止、固定。備品の落下防止。
- 安全点検の徹底、設備等の改善。
- 避難経路の確保。玄関の施錠。施設内外の見回り。
- ガラスに飛沫シートの貼付。防犯カメラの設置、増設。
- 避難準備物の確保
(避難用の外履き、防災頭巾、ライフジャケット、ヘルメット、簡易テント、ブルーシート、クラス用非常持出し袋、非常食 等)

小学校や地域の方との合同避難訓練



子どもの動線を意識した
保育室の環境
外江保育所

安全に関する指導の充実

情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

「幼稚園教育要領解説」 心身の健康に関する領域「健康」[内容の取扱い] (6)

※「安全についての構えを身に付ける」とは

幼児が自分で状況に応じて機敏に体を動かし、危険を回避できるようになることであり、安全な方法で行動をとろうとするようになること

POINT

日常生活の中で十分に体を動かして遊ぶことを楽しみ、その中で危険な事を知ったり、そのときにどうしたらよいか体験を通して考えたりできるよう、保育者が促していくことが大切です。

また、子どもたちが自らの命を自らで守ることができるよう、避難訓練を年間指導の中に計画的に位置付けるとともに、園のある地域の特徴を理解し、それに対応した指導を日常的に意識して積み重ねていくことが重要です。

基本方針（３）特別支援教育の充実

目標① 支援体制の整備・充実

特別な配慮を必要とする子どもの「切れ目ない」支援の充実を図るために、園内外の支援体制整備を進めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・県教育委員会】

- 研修会の開催
 - ・園内委員会の設置や特別支援教育担当の役割の明確化
- 関係機関・専門機関との連携
 - ・医療的ケア児等コーディネーターの養成
- 特別支援教育に関する教員・保育士等の知識・技能・指導力の向上
 - ・市町村の発達障がい支援体制の中核を担う人材の育成・活用
- 教育相談等の推進
 - （特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、LD等専門員、専門相談員、巡回支援専門員 等）
- 医療的ケア実施体制の整備
 - ・医療的ケア関係者による会議、研修会の開催等
- 「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（通称：あいサポート条例）」の制定、あいサポート運動の普及
- 鳥取県手話言語条例、手話を学習するための取組の推進
- 海外から帰国した子どもや生活に必要な日本語の習得に困難のある子ども及び保護者に対する支援

【市町村・設置者】

- 地域における教育・医療・保健・福祉・労働等の関係部局・機関との連携協力を円滑にするためのネットワークを構築しましょう。
- 相談・支援に関わる情報提供機能を充実させましょう。
- 幼稚園・認定こども園・保育所等への体制整備に係る助言を行いましょう。
 - ・園内委員会の設置や役割、特別支援教育担当に関する指導助言等
- 乳幼児健診や巡回相談等を活用し、専門機関や関係機関と連携しましょう。
 - （教育委員会・福祉部局、医療機関）
- 巡回支援専門員等の整備を検討しましょう。
- 医療的ケアの必要な子どもへの支援体制を整えましょう。
- 合理的配慮の提供等により、きめ細やかな支援ができる体制を整えましょう。
- 基礎的環境整備の充実を図りましょう。
- 教育相談を積極的に活用しましょう。
 - （特別支援学校、LD等専門員、いじめ・不登校総合対策センター等）
- 特別支援教育に関する理解啓発を図りましょう。
- 海外から帰国した子どもや生活に必要な日本語の習得に困難のある子ども及び保護者に対する支援を行いましょう。



【特別な配慮を必要とする幼児への指導】

幼稚園教育要領（H29改訂）に新たに示された内容

- ・障害のある幼児などへの指導に当たっては、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うための個別の支援計画と、個別の指導計画を作成し、活用することに努めること
- ・海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、個々の幼児の実態に応じ、指導内容の工夫を組織的かつ計画的に行うこと

施策

県内3か所の「鳥取県国際交流財団」には、国際交流コーディネーターが在席。通訳ボランティアも派遣しています。

学校生活ガイドブック

(人権教育課作成)



フィリピン語(タガログ語)版

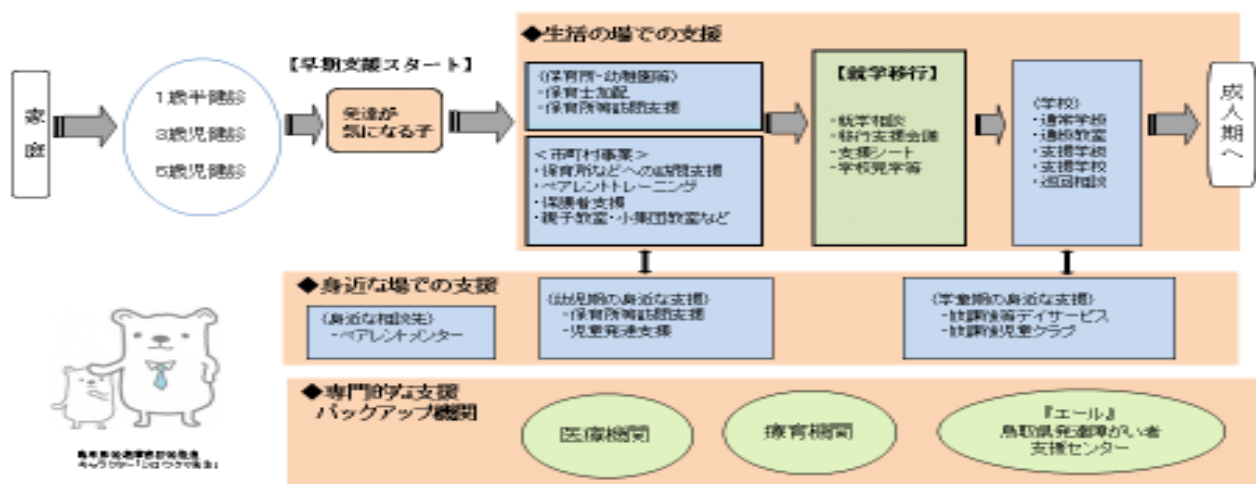
外国籍の保護者に対して、義務教育諸学校の学校生活の状況を案内するもので、8か国語9言語に翻訳しています。

施策

- 日本の学校制度
 - 就学前教育について
 - 初等・中等教育について
 - 高等教育について
- 就学手続き等について
- 教育内容について
 - 教育課程(カリキュラム)
 - その他の教育活動について
- 進級・進学について
- 教育費について
- 就学費の援助等について
 - 就学支援(小・中学生)
 - 参考 奨学金、授業料減免制度(高校・大学)
- 主な年間行事の例
- 学校の日
- 学校でのきまり
- 0 学校紹介(小学校)
 - 登下校について
 - 所属について
 - 服装や持ち物について
 - 給食について

発達的气になる子どもへの支援体制整備

※「発達的气になる子ども」…発達の問題や、発達に凸凹があるかもしれないと思われる子ども



「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

○「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享受・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて学校教育を行う場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」である。



○障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財源措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。

(平成24年7月13日 文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会

「障害のある子どもが十分に教育を受けるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備」より抜粋)



POINT

園に在籍している障がいのある子どもだけでなく、障がいのある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めることが大切です。

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 園内委員会を設置し、特別な支援を必要とする子どもへの支援方針を検討しましょう。
 - ・園内委員会の役割の明確化と支援までの手順の確認をしましょう。
- 特別支援教育担当の園分掌への位置づけを行いましょう。
 - ・園内の支援体制整備 ・外部の関係機関との連絡調整 ・保護者との連絡窓口
- 関係機関・専門機関と連携し、支援の充実を図りましょう。
(教育関係機関、福祉関係機関、医療機関等)
- 保護者と連携しながら教育的ニーズを把握し、園全体で組織的な支援を行いましょう。
- 子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、合理的配慮提供や基礎的環境整備を充実しましょう。
- 海外から帰国した子どもや生活に必要な日本語の習得に困難のある子どもについては、個々の実態に応じ、指導内容の工夫を組織的かつ計画的に行いましょう。

【小学校等】

- 支援会議等を通じて、園で実施した適切な支援が着実につながるようにしましょう。

「園内委員会」と「特別支援教育担当」

「園内委員会」とは

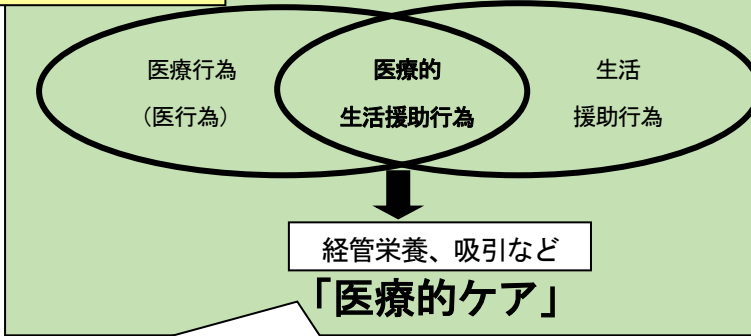
特別な教育的支援を必要とする幼児の実態把握を行い、抱える課題について全職員で共通理解のもとに、園全体でより適切な指導・支援をするための園内組織です。



「特別支援教育担当」とは

特別な教育的支援を必要とする幼児に適切な支援を行うために園内の支援体制を整えるとともに外部の教育・医療・福祉・労働等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口の役割を担う中心的存在です。

医療的ケアとは



鳥取県立特別支援学校で実施している医療的ケアは、日常的に家庭で行われている医療的生活援助行為で、学校でも実施可能であると判断された行為です。

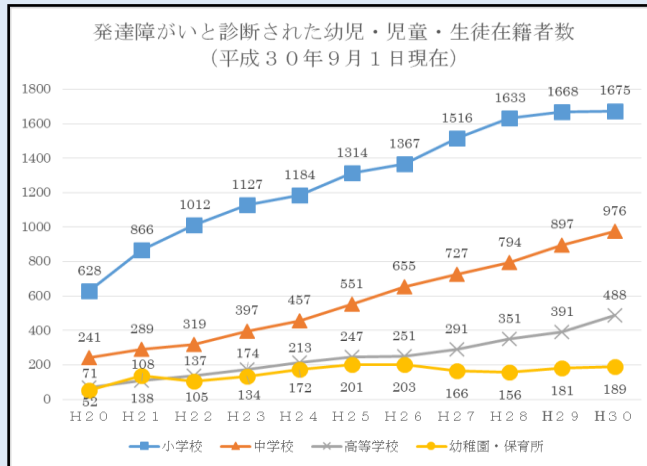
鳥取県の特別支援学校における医療的ケアリーフレット



家庭生活中で実施している医療的ケアを受けることができれば、学校で学ぶことができます。鳥取県では全ての子どもたちの豊かな学びを目指して、学校における医療的ケアを推進しています。

鳥取県教育委員会

鳥取県の現状



LD等専門員

発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒及びその在籍園・校の教職員、保護者等への相談活動や理解啓発に当たるとともに、園・小学校等へ計画的に出かけて特別支援教育の校内（園内）支援体制の機能の充実に向けて支援を行います。

- 発達障がい等により特別な教育的支援を必要とする児童等の指導・支援に関する助言
- 校内（園内）支援体制の充実に向けた助言

巡回相談

担当区域内の園・小学校等へ年1～2回の相談活動を行います。

依頼相談

担当区域内の幼稚園、園・小学校等からの依頼に応じて、相談活動を行います。

県内に14名配置（東部地区6名、中部地区3名、西部地区5名）

※平成30年4月1日現在

基本方針（3）特別支援教育の充実

目標② 個別の教育支援計画等の作成・活用及び関係機関との連携

長期的な視点に立ち、特別な支援を必要とする子どもの実態把握や幼児教育・保育の方針等について話し合い、関係機関との連携を図り、切れ目のない指導・支援の充実を進めます。

【推進のための具体的な取組】

【県・鳥取県教育委員会】

- 特別支援教育に関する研修の実施
- 特別支援学校のセンター的機能の充実やLD等専門員の活用の推進
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画等の作成・活用の推進
- 関係機関や就学先との連携強化
- 療育や就園・就学についての情報提供や相談支援体制の整備

【市町村・設置者】

- 研修会を開催しましょう。
 - ・個別の教育支援計画、個別の指導計画等の作成・活用の方法 等
- 地域における特別支援教育に対する理解啓発を進めましょう。
- 特別な支援を必要とする子ども及びその保護者への相談支援体制を充実させましょう。
 - ・就学相談における情報提供
- 指導・支援に係る指導助言及び関係機関との連携を進めましょう。
- 支援会議の場を設け、個別の支援計画を用いて、本人・保護者・関係機関とも連携した接続や移行に取り組みましょう。

【幼稚園・認定こども園・保育所等】

- 特別な支援を必要とする子どもの実態把握に努めましょう。
- 園内教職員の共通理解や情報交換を行いましょう。
- 園内研修、事例検討会等を実施し、教職員の資質向上に努めましょう。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画等を作成し、活用しましょう。
- 保護者との信頼関係を築き、全教職員による組織的な支援を充実させましょう。
- 切れ目のない支援を行うために、園内及び就学先への引継ぎをていねいに行いましょう。

【小学校等】

- 支援会議等を通じて、園で実施した適切な支援がつながるようにしましょう。

特別支援学校のセンター的機能

東部地区

県立白兔養護学校（知的障がい）
 県立鳥取養護学校（肢体不自由・病弱）
 県立鳥取聾学校（聴覚障がい）
 県立鳥取盲学校（視覚障害）
 鳥取大学附属特別支援学校（知的障がい）

中部地区

県立倉吉養護学校（知的障がい・肢体不自由）
 県立琴の浦高等特別支援学校（知的障がい）

県内の特別支援学校は、それぞれの専門性を生かし、地域のニーズに応えるため、教育相談や訪問による研修等を行っています。

西部地区

県立米子養護学校（知的障がい）
 県立皆生養護学校（肢体不自由・病弱）
 県立皆生養護学校皆浜分校（病弱）
 県立鳥取聾学校ひまわり分校（聴覚障がい）

平成30年4月1日現在

「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」

「個別の教育支援計画」は、特別な支援を必要とする幼児児童生徒等の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通して一貫して的確な教育的支援を行うことを目的としています。

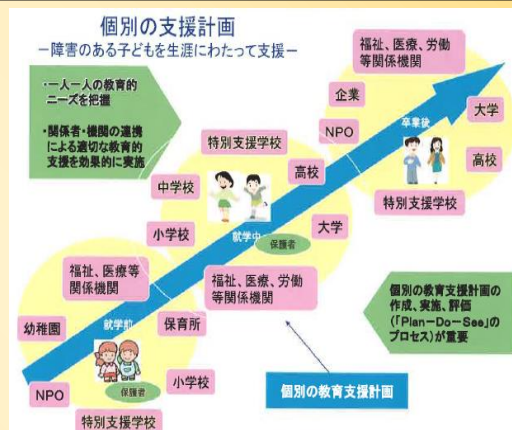
また、この教育的支援は、教育のみならず、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関・関係部局との密接な連携協力を確保することが不可欠です。

【作成の対象】

特別な支援を必要とする幼児児童生徒（※「特別な支援を必要とする」とは、学習上や生活上において課題や困難さがあり、教育的な支援が必要であること。）

【作成の内容】

- ① 一人一人のニーズ
- ② 支援の目標
- ③ 支援内容
- ④ 支援者・機関
- ⑤ 評価・改訂・引継ぎ



出典：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

◇ 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」

「個別の教育支援計画」

- ☆長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うもの
- ☆家庭や福祉、医療、労働等の関係機関と連携して取り組むもの
- ☆学校が中心となって作成するもの
- ☆2～3年を目安に作成

「個別の指導計画」

- ☆教育課程を具現化したもの
- ☆学校等での指導における一人一人の指導目標や指導内容・方法等の明確化を図るもの
- ☆学校が責任をもって作成するもの
- ☆1年ごとに作成

「個別の指導計画」は、保護者の同意の有無にかかわらず、作成できます。

長期（1年間）目標を達成するためのステップとして、短期目標を設定し、具体的な支援等を記載します。

「個別の教育支援計画」を踏まえて、「個別の指導計画」を充実していくという関係になります。

「個別の教育支援計画」を活用した引継ぎ

【引継ぎの必要性】

それまで受けてきた支援を引継ぎ、一貫した支援を行うことで、自立や社会参加に向けた取組につながります。

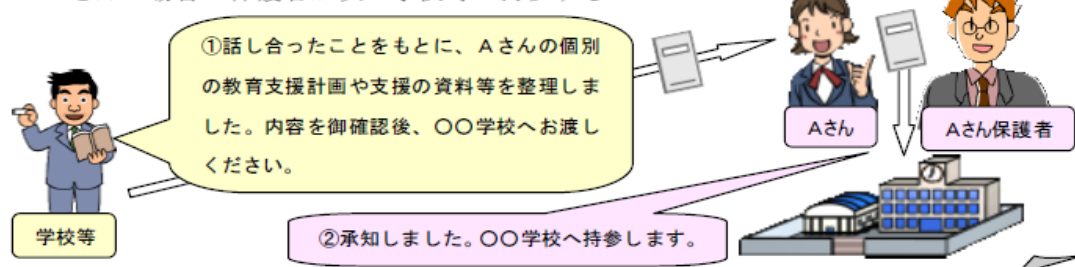
【引継ぎの主体者】

本人・保護者が主体となり、次の学校等へ持参し、必要な支援を引き継ぎます。場合によっては、あらかじめ本人・保護者の了解を得て学校等が行う場合もあります。

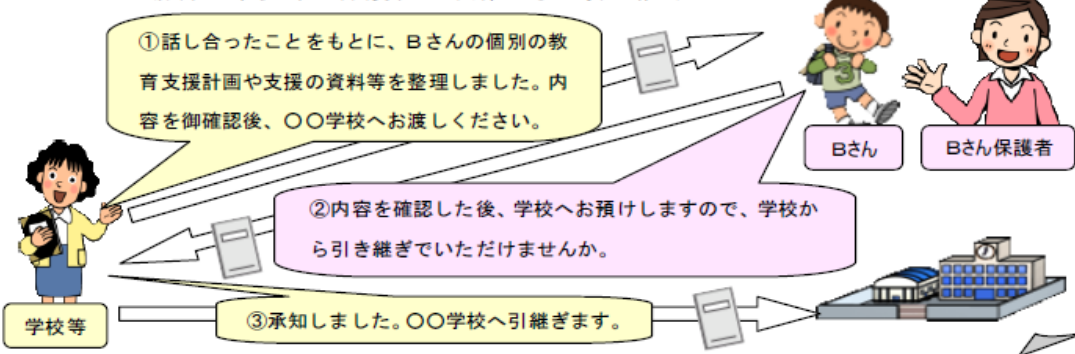
【個人情報の取扱い】

- 個人情報が漏洩したり滅失したりすることがないように、適切な管理を行うことが必要です。
- 各自治体における個人情報保護条例等の規定に基づき、適切な管理や取扱いを行います。

< Aさんの場合：保護者が次の学校等へ持参する >



< Bさんの場合：学校等が保護者の了解のもと引き継ぐ >



【幼稚園や保育所等から就学先への引継ぎについて】

幼稚園や特別支援学校幼稚部、保育所、福祉機関等において、個別の教育支援計画やそれに類似した計画を作成している場合には、必要な関係資料を取りまとめ、保護者と共通理解のもと、就学先に引継ぎを行うとよいでしょう。また、移行支援計画書や移行支援シート等を作成し、就学後に学校が作成する個別の教育支援計画のもととなるものとして、就学先に引継ぐ方法もあります。

生育歴や療育歴は非常に重要な情報ですので、早期から保護者との合意形成を図りながら移行をスムーズに行うことが大切です。



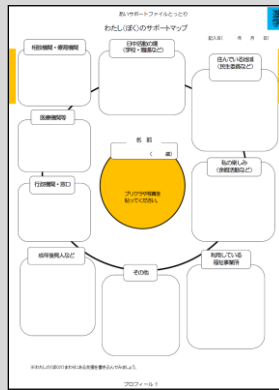
【個別の教育支援計画を作成する上で参考となる資料】

◆本人・保護者・学校等のための個別の教育支援計画～作成・活用マニュアル～



作成のポイント・様式等を追加します。

◆あいサポートファイル（「鳥取県手をつなぐ育成会」：作成 鳥取県福祉保健ささえあい福祉局障がい福祉課：発行）



【支援をつなぐために市町村が作成した資料】

鳥取市こども発達支援センターにおいて、教育委員会と福祉保健部局が連携し、作成した資料です。園内支援担当者の役割や関係機関との連携の在り方、就学移行支援モデルプログラム等必要な情報がまとめられています。

特別な支援を必要とする子どものための「就学移行支援モデルプログラム」(図1)

※このプログラムの説明は、P.4以降に記載しています。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
幼保小連携	第1回幼保小連絡会 (幼保小連携の年間計画の見直し・新入生の様子について)	運動会 学校公開日	幼保小交流会 (保護者と見守り会)		小学校教員による保育体験	夏休み作品展	就学時健康診断	学習発表会	幼保小意見交換会	新1年体験入学	入学前保護者説明会 第2回幼保小連絡会(お母さん会)	卒業引継ぎ
特別な支援を必要とする年長児		学校公開日の参観が可能。	保護者と学校見守り			就学時健康診断の個別配慮	就学時健康診断前の個別配慮					通常の体験
特別な支援を必要とする年長児の保護者		学校公開日の参観が可能。	保護者と学校見守り		医療機関に診断書と依頼	就学時健康診断前の個別配慮	就学時健康診断前に必要な配慮を依頼	申請書類を準備		入学前説明会時、保護者が希望する場合、個別の面談が可能です。	就学移行支援会議に参加(希望)	学校に
移行支援の流れ(園、学校の動き)		子どもに関する情報の収集(専門機関や福祉との連携)	保護者と一斉に特別支援学校、特別支援学級の見学・体験(特別支援学校から学校へ依頼)		教育委員会への資料作成(11月上旬/切)	地域の学校教員が園に出向き園児観察と助言(園からの依頼による)				個別の教育支援計画作成		要録・支援計画・指導計画と意思を園と学校に 幼保小引継ぎ 就学移行支援